

公益社団法人宮崎県農業振興公社
農地中間管理事業の実施に関する規程

(目的)

第1条 公益社団法人宮崎県農業振興公社（この規程において宮崎県農地中間管理機構と称し、以下「機構」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農地中間管理事業をこの規程に定めるところにより実施するものとする。

(農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準)

第2条 機構が農地中間管理事業を重点的に実施する区域は、人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域とするものとする。

2 前項の規定は、前項の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第3条 機構は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権（法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。）を取得しないものとする。

2 機構は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

(借受希望者の募集等)

第4条 機構の法第17条に規定する借受希望者の募集は、原則として1年を通して行うものとする。

なお、地域の取組状況等を踏まえ、必要に応じて募集を行う場合には、この限りでない。

2 募集の区域は、市町村又はこれより小さい市町村内の学校区・字・公民館単位等の区域など人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定するものとし、当該市町村の意見を聞いて決定するものとする。

3 借受希望者の募集は、当該区域における次の事項を明確にして行うものとする。

一 水田地帯、畑地帯、施設園芸地帯などの農用地等の特徴

二 借受けが見込まれる経営体の存在状況

4 応募した借受希望者は、機構に次の情報提供を行うものとする。

- 一 借受けを希望する農用地等の所在、種別、面積、希望する農用地等の条件
- 二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- 三 借受けを希望する期間
- 四 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
- 五 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）
- 六 借受けを希望する区域及び賃料

5 募集期間は、インターネットの利用等により、募集の開始の日から30日間以上とするものとする。

6 機構は、関係機関からの情報提供や過去の応募の状況等から担い手が十分でない地域と判断される場合については、他地域の法人経営体やリース方式参入を希望する企業等に対して募集に応じてもらうよう市町村等と連携して働きかけるものとする。

7 機構は、前各項の規定により、募集に応じた者については、次の事項を整理し、インターネットの利用等により公表するものとする。

- 一 その氏名又は名称
- 二 募集区域内の農業者、募集区域外の農業者、新規参入者の別
- 三 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- 四 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

8 機構は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第18条第4項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

（貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法）

第5条 機構は、市町村と連携を密にして次の事項等を把握するとともに、機構を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。

- 一 各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況
- 二 特に、当該地域に担い手が十分いるかどうか
- 三 当該地域に機構を活用した農地流動化の機運があるかどうか
- 四 当該地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し
- 五 基盤整備及びその計画の状況

2 機構は、前項を踏まえ機構に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び

農用地等をリスト化するものとする。

- 3 機構は、前項の貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- 4 機構の行う農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。
- 5 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- 6 農地中間管理権の期間については、所有者との協議によるが、原則 10 年以上となるようにするものとする。

（農用地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール））

第 6 条 機構は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

一 基本原則

- ア 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- イ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている当該地域の農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ウ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- エ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

二 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、次の場合にあっては、当該地域で既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

- ア 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
- イ 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合

三 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

- ア 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
- イ そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農

業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。

ウ 前号の判断に当たっては、当該地域の人・農地プラン等の内容も考慮するものとする。

四 前二号以外の場合で、第4条の募集に際してその旨明示した地域で地域内に十分な担い手がいる場合

ア 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）

イ 前号の判断に当たっては、当該地域の人・農地プラン等の内容も考慮するものとする。

五 第二号及び第三号以外の場合で、地域内に十分な担い手がない場合

ア 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。

イ 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。

六 機構の貸付については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期間とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

七 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

（賃料の水準等）

第7条 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、機構の業務が貸し剥がし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

（農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除）

第8条 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、宮崎県知事

(以下「県知事」という。)の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

- 一 農地中間管理権の取得後2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - 二 機構が農用地等を貸付けていた者から貸借契約期間の満了又は合意解約等により返還された日から最長2年間(期間については、農地及び担い手の状況等から判断)を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - 三 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- 2 前項の解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合は、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地等の利用条件改善業務の実施基準)

第9条 機構は、農地中間管理権の設定期間が原則として10年以上であつて、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うことができる。

- 一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
 - 二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。
- 2 利用条件改善業務は、前項の規定に加え、農地の所有者との十分な協議がなされており、合意解約時等における現況復旧等の条件が明確化されているときに行うものとする。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第10条 機構の主たる事務所(業務委託先を含む)に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

(市町村等との連携)

第11条 機構は、人・農地プランの作成主体である市町村及び農業委員会(以下「市町村等」という。)との連携を密にして、業務を推進するものとする。特に、人・農地プランについては、市町村等と情報を共有するよう努めるものとする。

- 2 機構は、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうものとする。
- 3 機構が農用地利用配分計画を作成する場合には、当該市町村に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。

4 機構は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村等と共有し、市町村等と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

(業務委託)

第12条 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当な次の事項について、機構は、市町村等に対し、相手の同意を得た上で、県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

- 一 相談窓口、出し手・受け手の掘り起こし、
- 二 貸付希望者及び農用地等のリスト作成
- 三 借受予定農用地等の位置・権利関係の確認
- 四 出し手との交渉、契約締結事務
- 五 利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉、出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等
- 六 農用地利用配分計画（案）作成
- 七 その他、機構が委託を必要と判断する業務

2 機構は、前項の業務について、農業協同組合、町公社、土地改良区、民間企業、地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

3 賃料の収受・支払、農用地等の管理等の定型的な業務については、委託コストの削減に努めつつ、県知事の承認を受けて、委託するものとする。

附 則

この規程は、認可のあった日（平成26年3月27日）から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、認可のあった日（平成28年3月22日）から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、認可のあった日（平成29年9月25日）から施行し、平成29年9月25日から適用する。